

宮崎労働局発表  
平成27年2月27日

【照会先】  
宮崎労働局労働基準部監督課  
監督課長 塚本 壽隆  
主任監察監督官 中村 朝樹  
専門監督官 新盛 末弘  
(代表電話) 0985(38)8825  
(直通電話) 0985(38)8834

## 建設業安全パトロール結果について

～平成26年度 年末年始建設業労働災害防止強調運動 違反率27%～

宮崎労働局(局長 さとう としひこ 佐藤 俊彦)は、建設労働災害防止の徹底を図ることを目的に、年末から年度末の工事完了を急ぐ時期において労働災害の多発が懸念されることから、12月1日(月)から1月31日(土)までの期間を『強調運動期間』として、関係行政機関、労働災害防止団体及び事業者が一体となって、墜落・転落及び飛来・落下災害防止対策など重点事項を中心とした労働災害防止に重点的に取り組みました。

この度、管内全ての労働基準監督署(宮崎,延岡,都城,日南の4署)で同期間中に実施した建設工事現場に対する安全パトロールの結果を取りまとめましたので、公表します。

### 平成26年度 年末年始建設業安全パトロール結果

違反率は27% , 作業停止等の行政処分(\*1)が13現場  
墜落・転落防止に関する違反が違反全体の約半数  
安全取組の見える化(安全現場宣言(\*2))が浸透, 取組率87.9%

- (\*1) 足場や開口部での墜落防止措置が不十分な場合や丸鋸等の木工加工機械に安全装置が付いていない場合など、墜落危険箇所での作業の停止, 危険箇所への立入禁止, 加工機械の使用停止を、その場で命令します。
- (\*2) 宮崎労働局では、安全取組の見える化として、現場代理人による「安全現場宣言運動」の取組を、平成21年6月から提唱しています。

宮崎県内の建設業における労働災害は、長期的にみて年々減少傾向にはあるものの、毎年、死亡事故を発生させており、休業4日以上の死傷者数が年間200人程度という状況にあります。

重機作業や高所作業など労働災害の中でも死亡災害や重大災害の危険因子の多い建設業の労働災害防止効果を期して、宮崎労働局は、

- ・安全管理体制の整備
- ・墜落・転落災害の防止
- ・重機災害の防止
- ・崩壊・倒壊災害の防止

を重点事項として、安全パトロール（立入調査）を実施しました。

この度、強調運動期間の取組結果を取りまとめたところ、立入調査を実施した215現場のうち、何らかの労働安全衛生法令違反が認められたのは58現場（違反率27.0%）であり、このうち13現場に対しては、作業停止、立入禁止などの行政処分(\*)を行いました。

また、67現場に対しては、法令違反ではないものの安全取組の改善が必要として、文書指導を行っています。

詳細については、下記のとおりとなります。

## 記

### 1 建設業の災害発生状況（宮崎県内）

宮崎県内の労働災害（死亡災害及び休業4日以上の災害）は、ここ数年1,300件前後発生していますが、この内の15%（約200件）前後が建設業で発生しています。

具体的な発生件数は、表1のとおりです。

表1：建設業における労働災害発生状況

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
<b>休業(4日以上)</b>	212	187	204	185	187
<b>死 亡</b>	3	3	1	3	3
うち 墜落・転落	68 31.6%	66 34.7%	73 35.6%	87 46.3%	67 35.3%
<b>合 計</b>	215	190	205	188	190

平成26年の数値は、暫定値です。

### 2 立入調査の指導結果

#### (1) 遵法状況

立入調査した215現場の内、58現場で労働安全衛生法令違反が認められました（違反率=27.0%）。

施工種類別に違反率を集計すると、土木現場が17.9%（140現場中25現場で違反）、建築現場が45.6%（68現場中31現場で違反）、その他の工事が28.6%（7現場中2現場で違反）となっています。

工事の規模別にみても、請負金額10億円以上や現場作業員100名超の大規模工事現場では管理体制も充実が図られており違反率は低くなっていますが、それ

以下の規模では、規模が大きくなるほど違反率が高くなる傾向にありました。

## (2) 違反の態様

違反のあった現場は 58 現場であり、そのうち、墜落防止対策が措置不十分として作業停止等の行政処分を行った現場が 13 現場、クレーンや玉掛けの作業を無資格で行っていた現場も 1 現場認められました。

1 現場で複数の違反が認められるケースもあり違反総件数は 110 項目で、最も多かったのが足場などの高所作業における墜落防止対策に関する違反で 54 件（違反全体の 49.1%）、次いで責任者の職務未履行や作業主任者の未選任など安全管理に関する違反が 17 件（同 15.5%）、ドラグシャベルや移動式クレーンなどの建設重機の作業方法や点検関係などが 12 件（同 10.9%）となっています。

法違反が認められた場合には、期限を付して是正（改善）するよう是正勧告書を交付し、墜落の危険などが逼迫していると判断した場合は、立入等の命令書を交付します。

なお、項目別違反件数の詳細は、表 2 のとおりです。

表 2：項目別違反状況

違反項目	件数	比率
墜落・転落防止関係（高所作業，足場など）	54	49.1%
（内、足場関係）	34	30.9%
安全管理関係（責任者等の選任，職務，周知など）	17	15.5%
重機関係（建設機械，移動式クレーンの作業方法など）	12	10.9%
安全装置関係（有効保持違反を含む）	5	4.5%
資格及び特別教育関係	3	2.7%
その他	18	16.4%
合計	110	100.0%

## (3) 要改善事項の指導

労働災害防止のためには単に法令を守るだけでは不十分なため、法令基準は満たしていても改善を要すると判断した場合は、文書指導を行います。

今般、文書指導を行った現場は 67 現場あり、内容としては、高さ 2 メートル未満の足場における足場板の固定、無資格者排除のための元請による事前の資格証確認制度の確立、手すり等の安全対策の先行措置などについてです。

## (4) 安全現場宣言の取組

工事現場では“5S 活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）”や“KY 活動（危険予知活動）”などの安全取組も普及していますが、さらに、宮崎労働局では、建設現場の「現場代理人」が、労働災害防止のため自らが何を行うのかを具体的に考え、それを掲示することにより、そこで働く作業員に対し、労働災害防止に取り組んでいる意気込みを表明し、ひいては現場全体の労働災害防止に対する意識啓発を図ることを目的に“現場代理人による『安全現場宣言』運動”を提唱しています。

この「安全現場宣言」の取組状況は、表3のとおりです。

表3：「安全現場宣言」取組状況

	全体	土木	建築	その他
立入調査現場数	215	140	68	7
「安全現場宣言」指導現場数	26	14	11	1
<b>「安全現場宣言」取組率</b>	<b>87.9%</b>	<b>90.0%</b>	<b>83.8%</b>	<b>85.7%</b>

(注) 強調月間限定の調査付表を集計したもので、過去の集計は行っていません。

### 3 宮崎労働局における今後の取組

建設業における労働災害は、業界の自主的取組の強化や安全設計を含めた技術的進歩もあり、長期的には減少していますが、いまなお年間200人前後の方が被災され、不幸にも毎年死亡災害も発生しております。

建設業は、高所作業、建設重機の使用など潜在的危険が他の業種より大きく、また、業界の人手不足の問題によって、経験の少ない作業員（いわゆる未熟練工）の比率が高まることなどの懸念もあります。

宮崎労働局（管内の労働基準監督署）においては、引き続き、関係機関や団体との連携も強化しつつ労働災害防止に関する指導を徹底することとしています。

・ ・ 公表内容に関する補足説明 ・ ・

Q 1 : 強調運動に取り組んでいる関係行政機関及び労働災害防止団体とは？

A 1 : 次のとおりです。

国土交通省九州整備局

( 宮崎・延岡各河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所 )

農林水産省九州農政局 ( 西諸農業水利事業所 )

宮崎県 ( 県土整備部、農政水産部、環境森林部、企業局 )

建設業労働災害防止協会宮崎県支部

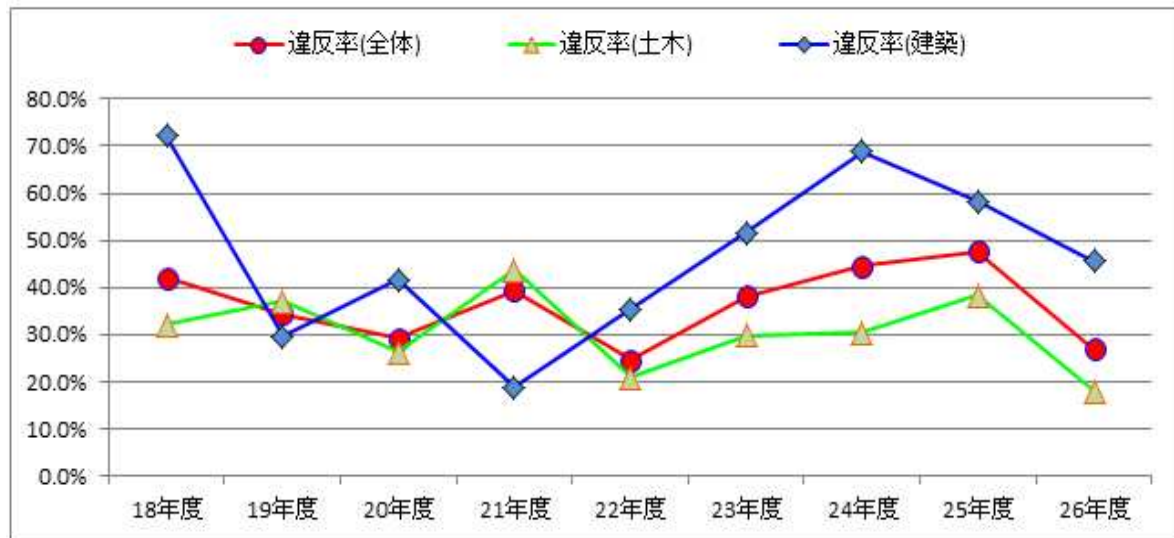
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部

Q 2 : 過去の違反率は？

A 2 : 下表・下図のとおりです。

【建設業強調運動期間中における違反率の推移】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
違反率(全体)	42.1%	34.3%	29.2%	39.3%	24.7%	38.2%	44.6%	47.7%	27.0%
違反率(土木)	32.1%	37.1%	26.3%	43.8%	20.9%	29.8%	30.4%	38.3%	17.9%
違反率(建築)	72.2%	29.6%	41.7%	18.8%	35.4%	51.7%	68.8%	58.3%	45.6%



(違反率比較の参考)過去の業種ごとの違反率は、下表・下図のとおりです

この違反率一覧表は、暦年(1月～12月)で集計したもので、平成26年の値は、速報値となります。

なお、立入調査は、基本、事務所等を訪問し、労働条件面を含めた総合的な調査指導となりますが、建設業と林業は、現場(“安全衛生管理面”)のみの調査指導が主体であることが、違反率に影響しています。

**【主な業種ごとの違反率の推移】**

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
全業種	62.7%	60.5%	68.8%	65.9%	55.0%	56.5%	63.3%	66.1%	62.3%
製造業	70.5%	61.8%	75.5%	72.1%	73.7%	69.3%	76.1%	71.3%	65.9%
建設業	53.3%	56.6%	59.5%	50.6%	42.7%	48.9%	54.8%	56.0%	53.7%
工業的業種	62.1%	59.2%	67.0%	60.8%	49.8%	54.5%	60.8%	62.2%	58.6%





Q 3 : 他の業種の災害発生状況は？

A 3 : 下図・下表のとおりです。

### 労働災害発生状況

宮崎労働局

